

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情8第5号	受理年月日	令和8年1月29日
件 名	区議会から申し入れが行われた事務処理ミス対応に関する陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>めぐろ区議会だより2026年1月9日号の8ページに掲載されている「多発する事務処理ミスに対する徹底した未然防止の申し入れ」という記事を読んで大変驚いた。</p> <p>これまで居住した他の市区町村でも同様な記事を目にしたことはあるが、その時に載っていたのは一つの軽微なミスについてのお詫び記事であり、今回のように「多発する」「区民の安全に関わる重大な事案」というのはなかったように思う。</p> <p>目黒区では、このようにミスが多発し重大なミスが発生しているのかと思うと大変不安である。</p> <p>ただ、この記事では具体的にどのような事例がどのくらいあって問題になっているのかは分からない。</p> <p>今回、問題となっているケースは氷山の一角で、事務処理ミスについてはもっとあるのではないかと思う。</p> <p>一般の区民が区の対応に不満を持った場合、担当者に言っても色々と言いつくすだけで、ミスだと認めない。</p> <p>そこで、区政へのご意見へメールを送ることになるが、回答するのは問題となっている当事者の職員なので、同じような言いつくすを繰り返すばかりである。</p> <p>区長は見ているのか？と聞くと「システムで見ることとなっている。」と意味不明の説明がされるので、区政へのご意見は機能していない。</p> <p>今回、区議会より多発する事務処理ミスに対して徹底した未然防止の申し入れをして頂いたことは大変ありがたいことで、是非、早期に実施して欲しい。</p> <p>実施に当たっては先ず現状を把握して頂くことが必要かと思われるので、区民にこれまで目黒区の職員の対応にミスがあつて不利益を被ったことがなかったかを聞いてほしい。</p> <p>私個人としても令和6年5月に目黒区に引っ越してきて以来、職員の対応に大変不満を感じているが、最近では、不満を通り越してとても心配である。</p> <p>今後、インフラの老朽化に対応しなければならないと思うが、この職員の状況では出来ないのではないかと思う。</p> <p>又、これまで私と目黒区でやり取りしたような状況を目撃したのであれば優秀な職員ほど流失してしまうのではないかと思う。</p> <p>更に、職員の対応の悪さは、区民の満足感低下により、ふるさと納税の流失に直結すると考えられる。</p> <p>これらの職員の質の低さは、個人の責任ではなく、教育研修制度の不備にあると思う。</p> <p>これまでも当然研修等されてきたとは思いますが、それが現状や時代にあっていないことが考えられる。</p> <p>今回の議会の申し入れを真摯に受け止めて頂き、早急に実行してほしい。</p> <p>私が職員の対応で問題だと思ったのは以下の点である。</p> <p>1 自宅前のラバーポールについて「それはもともと警察と相談して駐車違反防</p>			

止のため立てたものである。今回碑文谷警察にあらためて確認したところ警察がダメだといったので取れない。」といわれたが、別件で警察とやり取りした過程でラバーポールについては警察は一切関係ない、警察がラバーポールについて、取れとか取るなどということはないと言われました。

つまり、目黒区からの警察がダメだといっているので取れないと言っていたのは事実と異なる説明をしていたこととなる。

- 2 自宅前の道路は歩車共存道路であるため道路構造令の対象外だという誤った説明を繰り返している。(国土交通省に確認済み、国土交通省の資料にも記載されている)
- 3 自宅前のラバーポールについて情報開示請求を行ったところ「開示請求に係る行政情報を保有していないため」という理由で非開示となったが、区民の税金で購入した備品について何の資料もなく、備品管理台帳等もないのであれば管理が杜撰で行政としての責任を果たしていない。  
更に、文書を有していないはずなのに、都市環境委員会で、設置当時地域の住民の方から安全確保と交通安全対策を求められたと述べているが、文書がないなら何故このような当時の状況が分かるのか、根拠のない話を税金を使って実施している委員会でするべきではない。
- 4 税金を使って開催されている都市環境委員会で事実と異なる回答を他にも複数行っている。
- 5 ラバーポールの立て方について建築限界の要件を満たしていないとの指摘について「江東区や港区でも同じような立て方をしている。」と説明を受けたが、後日同じ質問をしたところ「渋谷区や品川区でも同じような立て方をしている。」といい加減な回答をされた。そもそも他の市区町村がやっているから良いだろうとの言い方はあり得ない。
- 6 区からの正式な回答文書に事実と違ったり曖昧な回答が書かれている。文体も一般的な役所から受け取る文書と異なっている。  
公的文書においてこのようなことはあり得ない。

#### 【陳情事項】

- 1 「多発する事務処理ミスに対する徹底した未然防止の申し入れ」について早急に具体化してください。
- 2 実施に当たっては先ず現状を把握して頂くことが必要かと思われるので、区民にこれまで目黒区の職員の対応にミスがあって不利益を被ったことがなかったかを聞いてください。
- 3 これらの職員の質の低さは、個人の責任ではなく、教育研修制度の不備にあると思うので業務の質を向上するための教育研修制度を整えてください。